

（速度表示装置）

第74条 速度表示装置の表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、保安基準第48条の3第2項の告示で定める基準及び速度表示装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第48条の3第3項の告示で定める基準は、別添90「速度表示装置の技術基準」に定める基準とする。